# ◎放射線を発散させて人の生命等に危

## 険を生じさせる行為等の処罰に関す

#### る法律の一部を改正する法律

(平成二六年四月二三日法律第二五号)

提案理由(平成二六年三月二八日・衆議院環境委員会)

ととしております。

の概要を御説明申し上げます。 て人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の 〇石原国務大臣 部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容 ただいま議題となりました放射線を発散させ

年までに核物質の防護に関する条約の改正を締結するための手 が採択されました。これを発効させるため、平成二十四年の第 続を加速化することが強く要請されています。 な取り組みを強化するため、核物質の防護に関する条約の改正 二回核セキュリティーサミットにおいて、締約国は平成二十六 平成十七年に、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的

本法律案は、こうした国際的要請を踏まえ、核物質の防護に を改正する法律
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の

関する条約の改正内容を我が国として担保するために必要とな る法制上の措置を講ずるものです。

の改正の締結について、御承認をお願いしているところであり なお、政府は、今国会において、核物質の防護に関する条約

輸入し、または本邦もしくは外国から輸出した者を処罰するこ 第一に、特定核燃料物質を、みだりに、本邦もしくは外国に 次に、この法律案の主な内容を御説明申し上げます。

身体もしくは財産に害を加えることを告知して脅迫し、これに より強要を行った者を処罰することとしております。 第二に、原子力施設に対して行われる行為等により人の生命、

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願 以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要です。

### 衆議院環境委員長報告(平成二六年四月四日

い申し上げます。

ます。 て、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ ○伊藤信太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまし

本案は、核物質の防護に関する条約の改正の適確な実施を確 一部

を改正する法律
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部

保するため、特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為等の処保するため、特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為等の処別上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

# 三、参議院環境委員長報告(平成二六年四月一六日)

○広は受は、な刃員)方隻に引しらぎり)文三)遺産にご直す。 で、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げまて、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げま

あります。

一本法律案は、核物質の防護に関する条約の改正の適確な実施を確保するため、特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為等を確保するため、特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為等

案どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。我が国の核セキュリティー対策の現状と課題等について質疑が